



# 加入者の安心をみんなで作る国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡時の給付金などの大切な財源になっています。

問い合わせ先 保険医療課(☎0848676050)  
国保税についてⅡ市民税課(☎0848676031)  
国保税の納付についてⅡ税制収納課(☎0848676035)

## 今年度の国保税

課税限度額が上がりまし  
今年度の国保税は、昨年度と比べ、税率は変わりませんが、国の基準改正に伴い、課税限度額が上がりました。税率と課税限度額は表1のとおりです。

## 納税通知書は、世帯主に届きます

今月中旬に、世帯主宛てに納税通知書を送付します。世帯主が国保の加入者でない場合でも、世帯で国保に加入している人がいれば、納税義務者は世帯主となります。

★納付は、便利で安心、確実な口座振替を利用してください。

## 年金からの天引き

国保の加入者全員が、65〜74歳の世帯は、国保税を世帯主の年金から天引きしています。天引きは、次のとおり6回に分けて行います。

▼4・6・8月11回徴収  
国保税の見込み額として、前年度の

表1 今年度の税率と課税限度額

	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40~64歳の人)
①所得割 ※前年中の所得で計算。	6.2%	2.3%	2.2%
②資産割 ※今年度の固定資産税額で計算。	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額 ※加入者一人あたりの額。	22,900円	8,000円	8,200円
④平等割額 ※一世帯あたりの額。	22,300円	7,000円	6,400円
課税限度額	510,000円 (500,000円)	140,000円 (130,000円)	120,000円 (100,000円)

※( )内は平成22年度。※①~④の合計額が、年間の国保税額となります。  
※課税限度額は、税額の上限のことで

第6期(2月分)と同額を天引きします。  
▼10・12・2月11回徴収  
確定した国保税額から、仮徴収した額を差し引いて天引きします。

〔注意〕次の場合は天引きされません。  
・世帯主が国保加入者でない場合  
・世帯の国保の加入者の中に、今年度中に75歳になる人がいる場合  
・世帯主の天引きの対象となる年金の年額が、18万円未満の場合  
・介護保険料と国保税の合計が、天引き対象となる年金額の2分の1を超える場合

## 申請してください!

### ●倒産や解雇などで職を失った人の軽減制度

前年の給与所得を100分の30として、税額を計算するとともに、高額療養費などの自己負担限度額の区分を決定します。

軽減期間 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

対象 平成21年3月31日以降に失業(離職)した65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

申請方法 雇用保険受給資格者証、保険証、印鑑を持参し、市民税課(市役所本庁2階)へ

### ●減免制度

次の場合、国保税が減免されます。  
●災害や、65歳以上で事業の廃止による離職などの理由で、国保税の納付が困難になった場合

申請方法 保険証と印鑑を持参し、市民税課へ

●会社の健康保険などに加入している人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者の人(65〜74歳)が新たに国保に加入する場合  
申請方法 保険証と印鑑を持参し、保険医療課(市役所本庁1階)へ

## 更新の手続きを忘れずに!

現在交付している、限度額適用認定証と、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。



対象 国保加入者で、入院中または入院する予定のある人

※高齢受給者証を持つ市民税課税世帯の人を除く。

有効期間 8月1日〜来年7月31日

振興課へ

※8月1日(月)から、受け付けを開始します。

※入院日数が、過去1年間に90日を超える人は、医療機関の領収書または入

院期間証明書など、入院日数を確認できる書類が必要です。

## 高齢受給者証を更新します(手続き不要)

現在交付している、高齢受給者証の有効期限は今月末です。該当する人には、今月下旬に新しい受給者証を送付します。

対象 70〜74歳の国保加入者

有効期間 8月1日〜来年7月31日

※74歳の方は、75歳の誕生日の前日まで。

## 国保税を滞納すると...

- 1 納期限を過ぎると、20日以内に督促を行います。
- 2 それでも納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い短期被保険者証を交付します。
- 3 納期限から1年を過ぎると保険証を返還してもらい、代わりに被保険者資格証明書を交付します。この場合、医療機関を受診するときの医療費は、いったん全額自己負担することになります。
- 4 納期限から1年半を過ぎると、国保の給付の全部または一部が、差し止めになります。

## ★まずは納付相談を★

誰でもやむを得ない事情が生じます。滞納のままにせず、早めに税制収納課へ相談してください。

## 後期高齢者医療だより

# 75歳以上の皆さんなどを対象とする医療制度

## 新しい被保険者証(保険証)を送ります

今月22日(金)以降に、新しい保険証(紫色)を送付します。8月1日から使用してください。

※有効期限が過ぎたオレンジ色の保険証は、各自で廃棄するか、保険医療課へ返却してください。

## 手続きが必要です!

限度額適用・標準負担額減額認定証 市民税非課税世帯の人が入院する場合、医療機関へ減額認定証を提示すると、食費や居住費、医療費の自己負担額が減額されます。

対象 市民税非課税世帯の人  
手続きの方法 保険証と印鑑を持参し、保険医療課または各支所の地域振興課へ

※手続きをした月の初日から適用となります。

※今までに手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、手続きの必要はありません。新しい減額認定証は、保険証に同封します。

## 保険料の金額は...?

$$\text{均等割額 } 41,791\text{円} + \text{所得割額 } \text{所得割率 } 7.53\% = \text{年間の保険料 (限度額50万円)}$$

例) 公的年金収入300万円のみの一人世帯の場合  
公的年金収入300万円 - 公的年金控除120万円  
= 総所得金額等180万円

$$41,791\text{円} + \frac{(180\text{万円} - \text{基礎控除 } 33\text{万円}) \times 0.0753}{1} = 152,482\text{円 (年6回で納付)}$$

(1円未満切り捨て)

## 今月中旬に納付書を送ります

納付は、原則年6回の年金からの天引きとなります。天引きできない場合は、納付書か口座振替による支払いになります。年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

問い合わせ先

保険証・減額認定証について=保険医療課(☎0848676056)  
保険料について=市民税課(☎0848676031)  
保険料の納付について=税制収納課(☎0848676035)